

賛助会員規約(定款より一部抜粋)

(目的)

第1条 本規約は、定款第3章に定めた会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 本法人の主旨に賛同し、本法人を賛助するために入会した個人または団体とする。

(議決権)

第3条 賛助会員は本法人の総会における議決権を持たない。

(入会金、会費及び納入)

第4条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(個人会員)

- ・入会金 4,000 円
- ・年会費 6,000 円

(法人会員)

- ・入会金 0 円
- ・年会費 100,000 円

2 第4条で規定する金額を、本法人の指定する方法で納入しなければならない。

(入会)

第5条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を書面、または電磁的方法で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を書面または電磁的方法で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。